

## 療養担当規則等に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項

### ◆入院基本料について

- 1 4階病棟(一般病棟)は、地域一般入院基本料3の届出をしています。  
1日に7人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。  
時間毎の配置は次の通りです。
  - ・8時30分～16時30分まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち患者数は7人以内です。
  - ・16時30分～翌8時30分まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち患者数は18人以内です。
- 2 5階病棟(療養病棟)は、療養病棟入院基本料1の届出をしています。  
1日に6人以上の看護職員(看護師及び准看護師)と看護補助者が勤務しています。  
時間毎の配置は以下の通りです。
  - ・8時30分～16時30分まで、看護職員及び看護補助者1人当たりの受け持ち患者数は7人以内です。
  - ・16時30分～翌8時30分まで、看護職員及び看護補助者1人当たりの受け持ち患者数は35人以内です。

従って、患者様のご負担に関わる付き添い看護は行っておりません。

### ◆近畿厚生局への届出事項について

別紙に記載

### ◆個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、平成28年4月1日より、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、平成30年4月1日より、明細書を無料で発行しています。なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

### ◆保険外負担に関する事項

別紙に記載